

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地
中部電力株式会社	愛知県名古屋市中区東新町 1

2 指名停止措置期間

- 令和 6 年 4 月 3 日から令和 6 年 5 月 1 6 日まで（1. 5 箇月）

3 指名停止措置の範囲

- 那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

- 特定大口都市ガスの見積り合わせ等に関し、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力していた行為が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和 6 年 3 月 4 日、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止措置理由

- 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表 1 3 の項に該当

< 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表 1 3 の項 >

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 13 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。	3 月以上 1 8 月以内

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係
那須塩原市共墾社 1 0 8 番地 2
電話：0 2 8 7 - 6 2 - 7 1 1 4